令和 7 年 介護サービス事業者一般監査提出資料 自主点検表 (福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与)

事業所番号							
事業所の名称							
事業所の所在地	₹						
連絡先	電話番号	1	FAX番号	1	eメール		
開設法人の名称							
開設法人の代表者名							
管理者名							
記入者	職名				氏名		
記入年月日	令和		年	J	=	日	

川越市福祉部指導監査課

電話番号:049-224-6237 e-mail:shidokansa★city. kawagoe. lg. jp

(@部分を「★」と表示しています。)

自主点検表の作成について

1 趣旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を 点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。 そこで市では、介護サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等 運営指導マニュアル等を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検 をお願いし、市が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

2 実施方法

- (1) 毎年定期的に実施するとともに、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係 書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してくださ
- (2) 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- (3) 点検結果については、実施後3年間の保管をお願いします。
- (4) 「はい・いいえ」等の判定については、該当する項目に✔をするか、〇で囲ってください。
- (5) 判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。
- (6) 介護予防福祉用具貸与の指定を受けている事業所は、第2も点検してください。

3 根拠法令・参考資料の名称

この点検表に記載されている根拠法令・参考資料の略称の詳細は、以下のとおりです。

略称	名 称
法	介護保険法 (平成9年法律第123号)
施行令	介護保険法施行令(平成10年政令第412号)
施行規則	介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)
平24条例46	川越市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等 を定める条例(平成24年12月21日条例第46号)
平24条例47	川越市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定 介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関す る基準等を定める条例(平成24年12月21日条例第47号)

平25規則34	川越市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等 を定める条例施行規則(平成25年3月29日規則第34号)
平25規則35	川越市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定 介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関す る基準等を定める条例施行規則(平成25年3月29日規則第35号)
平11厚令37	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11 年3月31日厚生省令第37号)
平18厚労令35	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成18年3月14日厚生労働省令第35号)
平11老企25	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について (平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
高齢者虐待防止法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 17年11月9日法律第124号)
平12厚告19	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成12年2月10日厚生省告示第19号)
平12老企36	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
平18厚労告127	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年3 月14日厚生労働省告示第127号)
平27厚労告94	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等 (平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)
平27厚労告95	厚生労働大臣が定める基準 (平成27年3月23日厚労告第95号)
平27厚労告96	厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年3月23日厚労告第96号)
平30厚労告80	厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準 (平成30年3月22日厚生労働省告示第80号)
平27老振発第0327第3号	複数の福祉用具を貸与する場合の運用について(平成27年3月27日老振発 第0327号厚生労働省老健局振興課長通知)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
第1-1 一般原則(福祉用具貸与) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
1 一般原則 (1) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第3条第 1項
(2) 指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、関係する市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第3条第 2項
(3) 利用者の人権の擁護、虐待の防止 等のため、必要な体制の整備を行 うとともに、その従業者に対し、 研修を実施する等の措置を講じて いますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第3条第 3項
(4) 指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。	はい・いいえ・該当なし	※ 指定居宅サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものです。この場合において、「科学的介護情報システム(LIFE:Long-term care Information system For Evidence)」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましいです。	平25規則34第3条第 4項 平11老企25第3・ 1・3(1)
11-2 基本方針(福祉用具貸与)			
1 (1) 基本社のおいて、	はい・いいえ・該当なし	○ 介護保険の給る福祉用の種は、「厚生用具厚生労働、会に、「厚生別の合いでは、「厚生別のをでは、「厚生別のをでは、「厚生別のをでは、「厚生別のをでは、「厚生別のをでは、「厚生別のをでは、「厚生別のをでは、「厚生別のをでは、「厚生別のをでは、「厚生別のでは、「厚生別のでは、「厚生別のでは、「厚生別のでは、「厚生別のでは、「厚生別のでは、「厚生別のでは、「厚生別のでは、「厚生別のでは、「のでは、「のでは、「のでは、「のでは、「のでは、」」、「のでは、「のでは、「のでは、「のでは、「のでは、「のでは、」」、「のでは、「のでは、「のでは、「のでは、「のでは、「のでは、「のでは、「のでは	平25規則34第209約

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
		(8) スロープ 段差解消のためのものであって、取付けに際 し工事を伴わないものに限る。	
		(9) 歩行器 歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有 し、移動時に体重を支える構造を有するもの であって、次のいずれかに該当するものに限	
		る。	
		持して移動させることが可能なもの (10) 歩行補助つえ 松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッ	
		チ及び多点杖に限る。 (11)認知症老人徘徊感知機器 認知症である老人が屋外へ出ようとした時 等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ	
		通報するもの。 (12) 移動用リフト(つり具の部分を除く。) 床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの(取付けに住宅の改修を伴うものを除	
		(13) 自動排泄処理装置 尿又は便が自動的に吸引されるものであり、 かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅 要介護者等又はその介護を行う者が容易に使 用できるもの(交換可能部品(レシーバー、 チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその 介護を行う者が容易に交換できるもの)を除 く。)	
		○ 複合的機能を有する福祉用具について 2つ以上の機能を有する福祉用具については、次 のとおり取り扱ってください。 (1) それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごと 合には、それぞれの機能に判断してください。 (2) 区分できない具として、購入告示に含さい。 が方で福祉用具の種目に該当する機能が含まれているととも判断してください。 (3) 特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれて場合には、法に基づく保険給付の対象外として取り扱ってください。	
		○ 当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を 有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器にお いて、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該 通信機能に相当する部分が区分できる場合には、 当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対 象とします。	
第1-3 人員に関する基準(福祉月	 用具貸与)		
1 基本的事項(用語の定義)		○ 「常勤換算方法」(用語の定義) 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業 所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする)で除す ることにより、当該事業所の従業者の員数を常勤 の従業者の員数に換算する方法をいうものです。 この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に 係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数 であり、例えば、当該事業所が福祉用具貸与と訪 問介護の指定を重複して受ける場合であって、あ	平11老企25第2· 2(1)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
		高報告報告報告報告報告報告報告報告報告報告報告報告報告報告報告報告報告報告報告	
		○ 「常勤ない。	平11老企25第2・2(3)
		義) 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。	平11老企25第2・ 2(4)
2 基本的事項(労働時間の管理) (1)従業員の労働時間(始業・終業時刻)は、次のいずれかの方法により適正に把握されていますか。 ① 使用者が、自ら現認すること	はい・いいえ ・該当なし	○ ①、②によらず、自己申告制により労働時間を 把握せざるを得ない場合は「労働時間の適正な把 握のための使用者が講ずべき措置に関するガイド ライン」4(3)に定める措置を講じる必要があ ります。	労働時間の適正な 把握のための使用 者が講ずべき措置 に関するガイドラ イン(平成29年1月 20日付け基発0120
により確認し、適正に記録 ② タイムカード、I Cカード、		〇 労働時間の記録(出勤簿、タイムカード等) は、5年間保存しなければなりません。	第3号) 労働基準法第109条

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
パソコンの使用時間の記録等 の客観的な記録を基礎として 確認し、適正に記録			
3 従業者 (1) 事業者ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で2人以上配置されていますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 福祉用具専門相談員は、次のいずれかに該当する者 ① 保健師 ② 看護師 ③ 推看護師 ④ 理学療法士 ⑤ 作業療法士 ⑥ 社会護福祉士 ⑦ 介護肢装具士 ⑨ 福祉士 ⑨ 福祉士 9 福祉田具専門相談員指定講習事業者により行われる当該講習課程を修了し、当該福祉用具専門相談員指定講習事業者から当該福祉用具専門相談員指定講習を修了した旨の証明書の交付を受けた者	平24条例46第90条 第1項 施行令第4条第1項
		○ 福祉用具専門相談員の員数については、常勤換用	平11老企25第3·11·1(1)③
4 管理者 (1) 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。		○ ただ支	平24条例46第91条 平11老企25第3・ 11・1(2) (準用1・1(3))

	自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
第1-	- 4 設備に関する基準(福祉用具	貸与)		
1 (1)	設備及び備品等 福祉用具の保管及び消毒のために 必要な設備及び器材並びに事業の 運営を行うために必要な広さの 画を有するほか、福祉用具貸与の 提供に必要なその他の設備及び備 品等を備えていますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 必要な広さの区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとしてください。 ○ 他の事業所又は施設等と同一敷地内にある場合であって、福祉用具貸与の事業及び当該他の事業所又は施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとします。 ○ 福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒の保管では消毒のに、必要な設備又は器材を有しないことができます。	平25規則34第210条 第1項 平11老企25第3・ 11・2
(2)	(1)の設備及び器材の基準は、右のとおりとなっていますか。	はい・いいえ ・該当なし	 1 福祉用具の保管のために必要な設備 ア 清潔であること。 イ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具と それ以外の福祉用具を区分することが可能で あること。 2 福祉用具の消毒のために必要な器材 当該事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等 からみて適切な消毒効果を有するものであること。 	平25規則34第210条 第2項
			O 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具の区分について、保管室を別にするほか、つい立ての設置等両者を保管する区域を明確に区分するための措置が講じられていることをいうものです。	平11老企25第3· 11·2(3)
第1-	- 5 運営に関する基準(福祉用具	貸与)		
	内容及び手続の説明及び同意 サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその に対し、利用申込者がサービ項ス 選択するために必要な重明書やの でである。 でである。 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは	はい・いいえ ・該当なし	○ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。 ① 運営規程の概要 ② 福祉用具専門相談員の勤務体制 ③ 事故発生時の対応 ④ 苦情処理の体制 等 ○ 同意については、利用者及び福祉用具貸与事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいです。	平24条例46第92条 (準用第6条) 準用 (平11老企25 第3・1・3(2))
	提供拒否の禁止 正当な理由なくサービスの提供を 拒んでいませんか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してはいけません。 ○ サービスの提供を拒むことのできる場合の正当な理由とは、次の場合です。 ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合	平24条例46第92条 (準用第7条) 準用(平11老企25 第3・1・3(3))
	サービス提供困難時の対応 り扱う 神常の事業の種語が取り、取り扱う 福祉用具の種語がなり、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第221条 (準用第7条)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
4 受給資格等の確認 (1) サービスの提供を求められた場合 は、その者の提示する被保険者証 によって、被保険者資格、要介護 認定の有無及び要介護認定の有効 期間を確かめていますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第221条 (準用第8条第1 項)
(2) 被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第221条 (準用第8条第2 項)
5 要介護認定の申請に係る援助 (1) サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行っていますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第221条 (準用第9条第1 項)
(2) 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する30日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第221条 (準用第9条第2 項)
6 心身の状況等の把握 (1) サービスの提供に当たっては、 サービス担当者会議等を通じて、 利用者の心身の状況、その置かれ ている環境、他の保健医療サービ ス又は福祉サービスの利用状況等 の把握に努めていますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第221条 (準用第10条)
7 居宅介護支援事業者との連携 (1) サービスを提供するに当たって は、居宅介護支援事業者その他の 保健医療サービス又は福祉サービ スを提供する者との密接な連携に 努めていますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第221条 (準用第11条第1 項)
(2) サービス提供の終了に際しては、 利用者又はその家族に対して適切 な相談又は助言を行うとともに、 当該利用者に係る居子介護支援事 業者に対する情報の提供及び保健 医療サービス又は福祉サービスを 提供する者との密接な連携に努め ていますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第221条 (準用第11条第2 項)
8 法では、	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第221条 (準用第12条)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 (1) 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第221条 (準用第13条)
1 O 居宅サービス計画等の変更の援助 (1) 利用者が居宅サービス計画の変更 を希望する場合は、当該利用者に 係る居宅介護支援事業者への連絡 その他の必要な援助を行っていま すか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合とは、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定受領サービスをとしてううに、福祉用具員面の変更が必要性の説明に対し、当該を変更の必要性の説明に対し、当時では、一位の当該を含みます。 ○ 利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定性理の範囲内で居宅サービスを場合にはする必要がある旨の説明、その他の必要な援助を行ってください。	平25規則34第221条 (準用第14条) 準用(平11老企25 第3・1・3(8))
1 1 身分を証する書類の携行 (1) 従業者に身分を証する書類(身分を明らかにする証書や名札等)を 携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示 すべき旨を指導していますか。	はい・いいえ ・該当なし	O 証書には、当該福祉用具貸与事業所の名称、当該福祉用具専門相談員の氏名を記載するものとし、当該相談員の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。	平25規則34第221条 (準用15条) 準用(平11老企25 第3・1・3(9))
12 サービスの提供の記録 (1) サービスを提供した際には、サービスの提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名、利用者に代わって支払を受ける居宅か再項を表現者の居宅サービス費の額尾宅サービス計画を記載した書面(サービス利用票等)に記載していますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービス利用状況を把握できるようにするため、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものです。 ○ 記載すべき必要事項には、次にあげるものが考えられます。 ① 福祉用具貸与の提供の開始日及び終了日② 種目及び品名 ③ 保険給付の額 ④ その他必要な事項	平25規則34第221条 (準用第16条第1 項) 準用(平11老企25 第3・1・3(10))
(2) サービスを提供した際には、サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況スの他必要な事項を書誌のによれる密ととも連携等を図るによりのではますがあった場合にはよりしていますか。	はい・いいえ ・該当なし	〇 提供した具体的なサービスの内容等の記録は完 結の日から2年間保存しなければなりません。	平25規則34第221条 (準用第16条第2 項) 準用(平11老企25 第3・1・3(10))②
13 利用料等の受領 (1) 法定代理受領サービスに該当する サービスを提供した際には、その 利用者から利用料の一部として、 当該サービスに係る居宅介護サー ビス費用基準額から当該事業者に 支払われる居宅介護サービス費の 額を控除して得た額の支払を受け ていますか。	はい・いいえ ・該当なし	O 法定代理受領サービスとして提供される福祉用 具貸与についての利用者負担として、居宅介護 サービス費用基準額の1割、2割又は3割(法の 規定により保険給付の率が9割、8割又は7割で ない場合については、それに応じた割合)の支払 を受けなければならないことを規定したもので す。	平25規則34第211条 第1項 準用(平11老企25 第3・1・3(11)①)
(2) 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、サービスに係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにして	はい・いいえ ・該当なし	○ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、 法定代理受領サービスでないサービスを提供した際に、その利用者から受ける利用料の額と、法定 代理受領サービスであるサービスに係る費用の額 の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による 不合理な差額を設けてはいけません。	平25規則34第211条 第2項 準用 (平11老企25 第3・1・3(11)②)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
いまりか。		○ なおくちでは、 できない はいます できない できない できない できない できない できない できない できない	平11老企25第3· 11·3(1)②
(3)(1)、(2)の支払を受ける額のほか、右に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。	はい・いいえ ・該当なし	① 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において福祉用具貸与を行う場合の交通費② 福祉用具の搬出入に通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等、特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用	平25規則34第211 第 第3項
		〇 保険給付の対象となっているサービスと明確に 区分されないあいまいな名目による費用の徴収は 認められません。	平11老企25第3· 11·3(1)③
(4) (3) の費用の額に係るサービスの 提供に当たっては、あらかじめ、 利用者又はその家族に対し、当該 サービスの内容及び費用について 説明を行い、利用者の同意を得て いますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第211創第4項
(5) あらかじめ定めた期日までに、利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、福祉用具と写りの提供を中止することがで適切に取り扱っていますか。			平25規則34第211ģ第5項
1 4 保険給付の請求のための証明書の 交付 (1) 法定代理受領サービスに該当しな い福祉用具貸与に係る利用料の支 払を受けた場合は、提供したサー ビスの種目、品名、費用の額その 他必要と認められる事項を記載し たサービス提供証明書を利用者に 対して交付していますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第221章 (準用第18条)
15 指定福祉用具貸与の基本取扱方針 (1) 福祉用具貸与は、利用者の要介護 状態の軽減又は悪化の防止並びに 利用者を介護する者の負担の軽減 に資するよう、その目標を設定 し、計画的に行っていますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第212約
(2) 常に、清潔かつ安全で正常な機能 を有する福祉用具を貸与していま すか。	はい・いいえ ・該当なし		
(3) 自ら提供するサービスの質の評価	はい・いいえ		

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
を行い、常にその改善を図ってい ますか。	・該当なし		
1 6 指定福祉用具貸与の具体的取扱方 針			
(1) サービスの提供に当たっては、福用具貨与計画に基本、かつき、では、祖用具があるように選定され、知識に基づきれるようである。ととは、祖使用されるようでは、世界の大きを示して福祉用具の機能等の、利用料、全国国内とは、利用料、全国国内とは、利用料、全国国内、協等に関する情報を提供し、意を得る。	はい・いいえ ・該当なし	○ 指定福祉用具貸与に係る福祉用具専門相談員の 業務の方針、手続を明確にしたものであり、福祉 用具専門相談員は原則としてこれらの手続きを自 ら行う必要があります。なお、福祉用具の修理に ついては、専門的な技術を有する者に行わせて差 し支えありませんが、この場合にあっても、専門 相談員が責任をもって修理後の点検を行うものと します。	平25規則34第213条第1号 平11老企25第3・ 11・3(3)①
(2) 特定福祉用具である福祉用具(以下「対象福祉用具」という。)に	はい・いいえ ・該当なし	〇 対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に 当 たっては、福祉用具の利用期間の見通しを勘	平25規則34第213条 第2号
係るすけれています。 係るすりでは、 を表するに、 は指定、 は指定、 は指定、 は指定でするでででしている。 はでいるでででいるが、 はでいるでででいるが、 ででいるでででいるが、 ででいるでででいるが、 ででいるでででいるでででいるが、 ででいるでででいるが、 ででいるでででいるが、 ででいるでででいるが、 ででいるでででいるでは、 ででいるででいるでは、 ででのででは、 でのででは、 でのででは、 でのででは、 でのででは、 でのででは、 でのででは、 でのででは、 でのででは、 でのででは、 でのででは、 でのででは、 でのででは、 でのででは、 でのでいるが、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいる		案するものとします。なお、提案に当たっては、 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士から のいずれかの意見を介護支援専門員等と連携する などの方法により聴取するものとしますが、利用 者の安全の確保や自立を支援する必要性から遅滞 なくサービス提供を行う必要があるなど、やむを 得ない事情がある場合は、この限りではありませ ん。	平11老企25第3・11・3(3)②
(3) サービスの提供に当たっては、貸 与する福祉用具の機能、安全性、 衛生状態等に関し、点検を行って いますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第213条 第3号
(4) サービスの提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとと使用上の留意事で開上の対応時の対応等を記載した文書を利用者に支際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っていますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 電動車いす、移動用リフト、体位変換器等の使用に際し安全性の面から注意が必要な福祉用具にのいては、訓練操作の必要性等、利さい。また、自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管で、洗浄、点検等)について十分説明してください。なお、「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該福祉用具の製造事業者、福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書をいうものです。	平25規則34第213条 第4号 平11老企25第3· 11·3(3)③
		○ 特に、階段用移動リフトについては、福祉専門相談員が製造業者等が実施している講習を受け、当該講習を修了した旨の証明を受けること、利用者家族等による適切な使用のため、十分な導をするとともに、実際に使用させながら指導を行うこと等、責任をもってサービス提供を行ってください。 (「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の改正等に伴う実施上の留意事項について(平成21年4月10日老振発第0410001号老健局振興課長)参照。)	
(5) サービスの提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行っていますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に実施してください。	平25規則34第213条 第5号 平11老企25第3・ 11・3(3)④

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
(6) サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。	はい・いいえ ・該当なし	〇 (6) 及び(7) は、当該利用者又は他の利用者等の 生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場 合を除き、身体的拘束等を行う場合にあっても、 その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況 並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければな らないこととしたものです。	平24条例46第91条 の2第2号 平11老企25第3の 11・3(3)⑤
(7) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	はい・いいえ ・該当なし	また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要です。 なお、当該記録は、2年間保存しなければなりません。	平24条例46第91条 の2第3号
(8) 居宅サービス計画に福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由が記載されるととも門員により、必要に応じて随、継続の必要性が検討された上で、継続やサビス計画に記載されるように必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ ・該当なし	〇 福祉用具専門相談員はサービス担当者会議等を 通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び 情報提供を行う等の必要な措置を講じてくださ い。	平25規則34第213条 第6号 平11老企25第3・ 11・3(3)⑥
(9) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供していますか。	はい・いいえ ・該当なし	〇 情報の提供に当たっては、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして行ってください。	平25規則34第213条 第7号 平11老企25第3・ 11・3(3)⑦
17 福祉用具貸与計画の作成 (1) 福祉用具専門相談員は、利用者の 希望、心身の状況及びその置かれ ている環境を踏まえ、福祉用具貸 与の目標、当該目標を達成するた めの具体的なサービスの内容記載し ニタリングを行う時期等を記載し た福祉用具貸与計画を作成してい ますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 特定福祉用具販売の利用がある場合は、福祉用具貸与と特定福祉用具販売に係る計画は、一体のものとして作成してください。 ○ 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由、「モニタリング」という。)を行う時期等を記載してください。を行う時期等を記載してくだされ具使用助してください。場係者間で共有すべき情報(留意事項に記載してください。なお、福祉用具貸与計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えありません。	平25規則34第214条 第1項 平11老企25第3・ 11・3(3)⑧
(2) 福祉用具貸与計画は、既に居宅 サービス計画が作成されている場 合は、当該居宅サービス計画の内 容に沿って作成していますか。	はい・いいえ ・該当なし	O 福祉用具貸与計画を作成後に居宅サービス計画 が作成された場合は、当該福祉用具貸与計画が居 宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必 要に応じて変更してください。	平25規則34第214条 第2項 平11老企25第3・ 11・3(3)⑧
(3) 福祉用具専門相談員は、福祉用具 貸与計画の作成に当たっては、そ の内容について利用者又はその家 族に対して説明し、利用者の同意 を得ていますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第214条 第3項
(4) 福祉用具専門相談員は、福祉用具 貸与計画を作成した際には、当該 福祉用具貸与計画を利用者及び当 該利用者に係る介護支援専門員に 交付していますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 福祉用具貸与計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内のめ、福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければなりません。なお、福祉用具貸与計画は、完結の日から2年間保存しなければなりません。	平25規則34第214条 第4項 平11老企25第3・ 11・3(3)⑧

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
(5) 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以を行っていますが。) ただし、対象福祉用具に係るる指定福祉用具貸与の提供ににたるでは、一世人の関係の開始日によからりに入ななくとも1人以内に少かくくとも1人がを行いいて検討を行うものとます。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第214条 第5項
(6) 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告していますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第214条 第6項
(7) 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行っていますか。	はい・いいえ・該当なし	(5)かは、	平25規則34第214条 第7項 平11老企25第3・ 11・3(3)⑧
(8) 福祉用具専門相談員は、(1)から (4)までの規定について、福祉用 具貸与計画の変更についても、同 様に取り扱っていますか。			平25規則34第214条 第8項
18 利用者に関する市町村への通知 (1) 利用者が右のいずれかに該当する 場合は、遅滞なく、意見を付して その旨を市町村に通知しています か。	はい・いいえ ・該当なし	○ 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ○ 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。	平25規則34第221条 (準用22条)
19 管理者の責務 (1) 管理者は、当該事業所の従業者の 管理及びサービスの利用の申込み に係る調整、業務の実施状況の把 握その他の管理を一元的に行って いますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第221条 (準用44条第1項)
(2) 管理者は、当該事業所の従業者に 「指定居宅サービス等の事業の人 員及び運営に関する基準」を遵守	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第221条 (準用44条第2項)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
させるため必要な指揮命令を行っ ていますか。			
20 運営規程 (1) 事業所ごとに、次に掲げる事業の 運営についての重要事項に関する 規程(運営規程)を定めています か。 ① 事業の目的及び運営の方針	はい・いいえ ・該当なし	〇 ②のうち、「従業者の員数」は、日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、人員に関する基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。	平25規則34第215条 準用 (平11老企25 第3・1・3(19)①)
 ② 従業者の職種、員数及び職務内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑦ その他運営に関する重要事項 		○ ④の「福祉用具貸与の提供方法」は、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方定代理 受領サービスである福祉用具貸与に係る理 「1 割負担、2割負担又は3割負担の利用料としては、法用判領 サービスでない福祉用具貸与の利用料を、ている費用の額並びに必要に応じてその他のサービ系の費用の額並びに必要に応じてその他のサービスで 個々の市話の費用の額を規定するものです。設定の方式に係る費用の額を規定するものです。設定の方式に係る費用の額に必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものです。 は、	平11老企25第3· 11·3(4)①
		○ ⑤の「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域は利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。	準用(平11老企25算3・1・3(19)④)
		○ ⑥の「虐待の防止のための措置に関する事項」は、虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容を規定します。	準用(平11老企25第3・1・3(19)⑤)
		〇 ⑦の「その他運営に関する重要事項」には、標準作業書に記載された福祉用具の消毒の方法について規定してください。	平11老企25第3· 11·3(4)②
			平27老振発第0327 第3号
		複数の福祉用具を貸与する場合の運用について 1 複数の福祉用具を貸与する場合の考え方 同一の利用者に2つ以上の福祉用具を貸与す る場合です。そのため複数の捉え方について は、例えば1つの契約により2つ以上の福祉用 具を貸与する場合、契約数に関わらず2つ以 上の福祉用具を貸与する場合等、指定福祉用 具貸与事業者等が実情に応じて規定します。	
		2 減額対象の福祉用具の範囲 指定福祉用具貸与事業者等が取り扱う種目の 一部又は全ての福祉用具が対象です。 例えば、主要な福祉用具である車いす及び特 殊寝台と同時に貸与される可能性が高い以下 の種目を減額対象として設定できます。 ①車いす付属品、②特殊寝台付属品、③床 ずれ防止用具、④手すり、⑤スロープ、⑥歩 行器	
		3 減額する際の利用料の設定方法 既に届け出ている福祉用具の利用料(単品利 用料)に加えて、減額の対象とする利用料 (減額利用料)を設定します。また、1つの福 祉用具には、同時に貸与する福祉用具の数に 応じて複数の減額利用料を設定することも可 能です。 本取り扱いを行う指定福祉用具貸与事業者等	

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
		は、アの事業所内のシステム等において「フローターの福祉用具に対して単品利用料と減額利用料を設定する必要があります。 特定の福祉用具を複数組み合わせたもの、いわゆるセットを定めることは認められません。利用者の状態に応じて適切な福祉用具が選定できるよう、個々の福祉用具に減額利用料を設定します。	
		4 減額の規定の整備 運営規程等に単品利用料と減額利用料のいずれについても記載する必要があります。 5 減額利用料の算定等 月の途中において、本取扱いが適用される場合、或いは適用されなくなる場合の算定方法は、「介護報酬に係るQ&A(vol.2)」(平成15年6月30日事務連絡)で示している「月場合の算定方法について」等の取扱いに準じます。	
		6 利用者への説明 本運用を適用する場合、或いは適用されなく なる場合において変更契約等を行う際には、 指定福祉用具貸与事業者等は契約書等におい てその旨を記載し、利用者に対して利用料の 変更に関する説明を行い、理解を得てくださ い。	
		7 居宅介護支援事業所等への連絡 指定福祉用具貸与事業者等が利用料を変更す る際は、居宅介護支援事業所等において区分 支給限度基準額管理を適正に行えるよう、そ の都度、関係事業所が必要な情報を共有して ください。	
		8 その他留意事項 減額する福祉用具の利用料については、利用 料のうち重複する経費として想定されるアセ スメント、契約手続き、配送・納品及びモニ タリング等に係る経費に相当する範囲におい て適切に設定してください。	
2 1 勤務体制の確保等 (1) 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。	はい・いいえ ・該当なし	〇 原則として月ごとの勤務表を作成し、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。	平25規則34第221条 (準用第87条第1 項) 準用(平11老企25 第3・6・3(5))
(2) 当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。(ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではありません。)	はい・いいえ ・該当なし	○ 福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該事業所の従業者たる福祉用具専門相談員が行わなければなりませんが、福祉用具の運搬、回収、修理、保管、消毒等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさるい業務については、福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることが認められるものとしたものです。 なお、保管又は消毒を第三者に委託等する場合は、居宅基準第203条第3項の規定に留意してください。	平11老企25第3· 11·3(10)②
(3) 適切な指定福祉用具貸与の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であるえたものにより福祉用具専門相談員の就環境が害されることを防止するための方針の明確化等の措置を講じていますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりです。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。 イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容 事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等につ	平25規則34第221条 (準用第87条第4 項) 準用(平11老企25 第3・6・3(5))

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
		用官理上語りへき指直寺についての指針(市和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。)において規定されているとおりですが、特に留意されたい内容は以下のとおりです。	
		a 事業主の方針等の明確化及びその周知・職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。	
		b 相談(苦情を含む。以下同じ。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。	
		ロ 事業主が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客 等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラス メント)の防止のために、事業主が雇用管理 上の配慮として行うことが望ましい取組の例 として、	
		① ①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ② 被害者への配慮のための取組(メンタル ヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等)	
		③ 被害防止のための取組(マニュアル作成 や研修の実施等、業種・業態等の状況に 応じた取組) 以上が提供されています。	
		介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ(事業主が講ずべき措置の具体的内容)の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「(管理職・職員向	
		け)研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましいです。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてください。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage 0512	
		0. html) 加えて、都道府県において、地域医療介護 総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場	
		合、事業主が行う各種研修の費用等について 助成等を行っていることから、事業主はこれ らの活用も含め、介護事業所におけるハラス メント対策を推進することが望ましいです。	
2 2 業務継続計画の策定等 (1) 業務継続計画を策定し、当該業務 継続計画に従い必要な措置を講じ ていますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施しなければならな	平24条例46第92条 (準用第8条の2第1項) 準用(平11老企25 第3・2・3(7)) ②
		はいこととしたものです。 なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むこ	Y - 7 - 9 (11) (2)
		とが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。 業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。	
		なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・	

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
		事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応ることがさい。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定する。感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し表えありません。	
		イ 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え(体制構築・整備、感染 症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確 保等) b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連 携、濃厚接触者への対応、関係者との情 報共有等)	
		ロ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、 電気・水道等のライフラインが停止した 場合の対策、必要品の備蓄等) b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、 対応体制等) c 他施設及び地域との連携	
(2) 福祉用具専門相談員に対し、業務 継続計画について周知するととも に、必要な研修及び訓練を定期的 に実施していますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 感染症や災害が発生した場合にあけらいでも、利用れるが継続して指定福祉用具貸与の提供を受け、当対して指定福祉用具専門相談自には、当対して実施が悪いでは、当時を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を	平24条例46第54条 (準用第8条の2第2項) 連用(平11老企25第3・2・3(7)) ①
		○ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行ってください。 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年1回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望録しいです。また、研修の実施内容についても記録してください。 感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。	準用(平11老企25 第3・2・3(7))③
		○ 訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実施してください。 感染症の業務継続計画に係る訓練についばとの感染症の業務がまとも差しのたりません。 献納に実施することもき含めませんが、はりに実施のあり実施手法は問いませんが、机上を含っているものを実施がありませんが、は、のなりに実施することが適切です。	準用(平11老企25 第3・2・3(7))④

	自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
(3)	定期的に業務継続計画の見直しを 行い、必要に応じて業務継続計画 の変更を行っていますか。	はい・いいえ ・該当なし		平24条例46第54条 (準用第8条の2第3 項)
2 3	適切な研修の機会の確保並びに福 祉用具専門相談員の知識及び技能 の向上等			
(1)	福祉用具専門相談員の資質の向上 のために、福祉用具に関する適切 な研修の機会を確保しています か。	はい・いいえ ・該当なし	○ 福祉用具の種類が多種多様であり、かつ、常に 新しい機能を有するものが開発されるとともに、 要介護者の要望は多様であるため、福祉用具専門 員は常に最新の専門的知識に基づいた情報提供、 選定の相談等を行うことが求められます。このた め、事業者は福祉用具専門相談員に福祉用具の構 造、使用方法等についての継続的ならいこととし かつかに受けさせなければならないこととし たものです。	平25規則34第216条第1項 平11老企25第3・ 11・3(6)①
(2)	福祉用具専門相談員は、常に自己 研鑽に励み、サービスの目的を達 成するために必要な知識及び技能 の修得、維持及び向上に努めてい ますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 福祉用具専門相談員は、利用者が可能な限り、 その有する能力に応じ自立した生活を営むことが できるよう、適切な福用用具の選定がなされるよ う援助を行うことが求められているため、福祉用 具専門相談員は常に必要な知識及び技能の修得、 維持及び向上に努めなければならないこととした ものです。	平25規則34第216条 第2項 平11老企25第3・ 11・3(6)②
	福祉用具の取扱種目 利用者の身体の状態の多様性、変 化等に対応することができるよ う、できる限り多くの種類の福祉 用具を取り扱うようにしています か。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第217条
	衛生管理等 事業者は、従業者の清潔の保持及 び健康状態について、必要な管理 を行っていますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第218条 第1項
(2)	回収した福祉用具を、その種類、 材質等からみて適切な消毒効果を 有する方法により速やかに消毒す るとともに、既に消毒が行われた 福祉用具と消毒が行われていない 福祉用具とを区分して保管してい ますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び 消毒器材の保守点検の方法を記載した「標準作毒 書」を作成し、これに従い熱湯による消毒、みて過 を用いた清拭等、その種類、材質等からみってく がな消毒効果を有する方法により消毒を行ってく ださい。 なお、自動排泄処理装置を取り扱う場合は、当 該自動排泄処理装置を取り扱う場合は、当 方ナンス要領等に則り、利用者を変更する場合、 必要とされる衛生管理(分解洗浄、部品で留意 作確認等)が確実に実施されるよう、特に留意 てください。	平25規則34第218条 第2項 平11老企25第3・ 11・3(7)①
(3)	(2)の規定にかかわらず、福祉用 具の保管又は消毒を委託等により 他の事業者(以下での場合に対して いう。)に行わせる、当該事業に行わせる、当該事業に行わせる。 当該事業にないのの 契が適切な方法により が担保を もないで、 を担保を もないで、 もないで、 はないで、 はないで、 はないで、 はないで、 はないで、 はないで、 はないで、 はいで、 はいで、 はいで、 はいで、 はいで、 はいで、 はいで、 は	はい・いいえ ・該当なし	O 委託契約において明確にすべき内容は次のとおりです。 イ 当該委託等の範囲 当該委託等の範囲 当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件 ハ 受託者等(以業者により当該委託等がから)ことを当該事業者が、ででは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	平25規則34第218条 第3項 平11老企25第3・ 11・3(7)②~⑤

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
		○ 当該福祉用具貸与事業者は、ハ及びホの確認の 結果の記録を作成しなければなりません。 なお、当該記録は2年間保存しなければなりません。 ○ 二の指示は、文書により行わなければなりませ	
(4)(3)により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録していますか。	はい・いいえ ・該当なし	h.	平25規則34第218条 第4項
(5) 事業所の設備及び備品について、 衛生的な管理に努めていますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第218条 第5項
(6) 当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。	はい・いいえ ・該当なし	O 感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次の取扱いとします。各事項について、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。	平24条例46第91条 の2 平11老企25第3・ 11・3(7)⑥ (準用 平11老企25第3·2· 3(8)②)
一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。	はい・いいえ・ 該当なし	 感討 強力 受業ののでいい 受業者ののでいい 会」 会」 会」 会業業知る 会」 <l< td=""><td></td></l<>	
二 事業所における感染症の予防及び まん延の防止のための指針を整備 していますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 当該事業所における「感染症の予防及びまんぞ の防止のための指針」には、平常時の対応を規定します。 平常時の対応を規定しては、事業所内の衛生管理 (環境の整備等)には、外生時の対応を対策としてアにか発生時の対応を所定としてが、外生時の対応とし、外生のが止に、発生状の所関係と原の担に、、発生状、の町村に政等はの連集生は、の連集生時への報告を対して、は、の関とも必ぞれの項目の記載内容の例についを表しているが、では、では、「介護現場における感染対策の手引き」を対してください。	
三 事業所において、従業者に対し感 染症の予防及びまん延の防止のた めの研修及び訓練を定期的に実施 していますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び 訓練 「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な	

	自主点検項目	点検結果		記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
				知けている。 本のでは、大きなのでは、大きなのでは、他、他、他、他、他、他、他、他、他、他、他、他、他、他、他、他、他、他、他	
	掲示等 事業所の見やすい場所に、利用申 込者のサービスの選択に資すると 認められる重要事項(以下「重要 事項という。」)を掲示していま すか。	はい・いいえ ・該当なし	0	利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項とは、運営規程の概要、福祉用具貸与事業所の従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等をいいます。	平25規則34第219条 第1項
(2)	重要事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させていますか。	はい・いいえ ・該当なし	0	重要事項を記載した書面を関係者が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで、(1)の掲示に代えることができるものです。	平25規則34第219条 第2項
	令和7年4月1日より適用】 指定福祉用具貸与事業者は、原則 として、重要事項をウェブサイト に掲載していますか。	はい・いいえ ・該当なし			<u>平25規則34第219条</u> 第3項
(4)	利用者の福祉用具の選択に資する ため、事業所に、その取り扱う福 祉用具の品名及び品名ごとの利用 料その他の必要事項が記載された 目録等を備え付けていますか。	はい・いいえ ・該当なし			平25規則34第219条 第4項
	秘密保持等 従業者は、正当な理由がなく、業 務上知り得た利用者又はその家族 の秘密を漏らしていませんか。	はい・いいえ ・該当なし	0	秘密を保持すべき旨を就業規則に規定する、誓 約書等をとるなどの措置を講じてください。	平24条例46第92条 (準用9条第1項)
(2)	従業者であった者が、正当な理由 がなく、その業務上知り得た利用 者又はその家族の秘密を漏らすこ とがないよう、必要な措置を講じ ていますか。	はい・いいえ ・該当なし	0	従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時に取り決め、 例えば違約金についての定めを置くなどの措置を 講じてください。	平24条例46第92条 (準用9条第2項) 準用 (平11老企25 第3・1・3(25)②)
(3)	サービス担当者会議等において、 利用者の個人情報を用いる場合は 利用者の同意を、利用者の家族の 個人情報を用いる場合は当該家族 の同意を、あらかじめ文書により 得ていますか。	はい・いいえ ・該当なし	0	この同意については、サービス提供開始時に利用者及びその家族の代表から包括的に同意を得ることで足りるものです。	平24条例46第92条 (準用9条第3項) 準用(平11老企25 第3·1·3(25)③)
(4)	「個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号)」、「個人 情報に関する基本方針(平成16年 4月2日閣議決定)及び「医療・介 護関係事業者における個人情報の	はい・いいえ ・該当なし	⇒	貴事業所が実施する個人情報保護に関する取組について記入してください。 規定の整備 規定の名称:	個人情報の保護に 関する法律 医療・介護関係事 業報の適切な取べ いのためのガイダ

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令
週切な取扱いのためのカイタン人 (平成29年4月14日個人情報保護委員会・厚生労働省)」(以下「ガイダンス」)に基づき、入所者及		安全管理措置 組織体制の整備 研修の実施 その他	ンス
びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。		第三者提供に係る記録の方法 その他 ()	
		苦情対応窓 ロの有無 (部署名: 無)	
		○ 「個人情報の保護に関する法律」の概要 ① 利用目的をできる限り特定し、その利用目的の 達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと (法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の 保護のために必要がある場合であって、本人の同 意を得ることが困難であるとき等を除く。)	
		② 個人情報は適正な手段により取得し、あらかじめその利用目的を明示している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知又は公表すること。なお、要配慮個人情報については、事前に本人の同意を得ること	
		③ 個人データについては、正確・最新の内容に保つように努め、漏えい、滅失又はき損の防止等安全管理措置を講じるとともに、従業者及び委託先を監督すること(安全管理措置の取組例については「ガイダンスⅢ4(2)」を参照)	
		④ 第三者に個人データの提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得た上で行い、提供年月日、本人から同意を得ている旨、当該第三者の氏名又は名称等、当該個人データにより識別される本人の氏名等、当該個人データの項目について記録し、適正に保存すること	
		また、第三者から個人データの提供を受ける場合は、当該第三者の氏名及び住所等、当該第三者による個人データ取得の経緯について確認した上で受領し、当該確認した情報、個人データ受領年月日、同意を得ている旨、当該個人データの項目 識別される本人の氏名等、当該個人データの項目について記録し、適正に保存すること(保存期間は個人データの作成方法による。最長3年)	
		⑤ 保有個人データについては、当該個人情報取扱 事業者の氏名又は名称、利用目的等について、本 人の知り得る状態に置き、本人が利用目的の通 知、開示、内容の訂正、追加、削除、利用停止等 を求めたときは、適切に対応すること	
		⑥ 苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること ○ 改正個人情報保護法(H29.5.30施行)では、5,000件以下の個人情報取扱事業者も対象となり。	
		した。 用語の定義 ・個人情報 生存する個人に関する情報であって、その情報に含まれる氏名、生年月日等により特定の個人を識別できるもの又は個人識別符号 (DNA、指紋、マイナンバー、被保険者証の記号・番号等)が含まれるもの	<u> </u>
		・個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報 ・要配慮個人情報 本人の人権、信条、社会的身分、病歴、犯罪 歴、犯罪被害者となった事実、診療録等の診 療記録、健康診断の結果、障害、その他本人 に対する不当な差別、偏見その他不利益が生 じないようにその取扱いに特に配慮を要する 個人情報	<u>1</u>
		○ 個人情報 ○ 個人情報については、安全管理の観点(第三者の目につかないようにする等)から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましいです。	

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
28 広告 (1) 事業所について広告をする場合に おいては、その内容が虚偽又は誇 大な表現となっていませんか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第221条 (準用第30条)
29 居宅介護支援事業者に対する利益 供与の禁止 (1) 居宅介護支援事業者又はその従業 者に対し、利用者に対して特定の 事業者によるサービスを利用させ ることの対償として、金品その他 の財産上の利益を供与していませ	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第221条 (準用第31条)
んか。 30 苦情処理 (1) サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 「必要な措置」とは、具体的には次のとおりです。 ① 苦情を受け付けるための窓口を設置する ② 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにする ③ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を	平25規則34第221条 (準用第32条第1 項) 準用(平11老企25
(2) 苦情を受け付けた場合には、当該 苦情受付日、その内容等を記録し	はい・いいえ ・該当なし	説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する ④ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載する 〇 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏ま	第3・1・3(28)①) 平25規則34第221条 (準用第32条第2
ていますか。		え、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。○ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。○ 苦情の内容等の記録は、2年間保存しなければなりません。	項) 準用 (平11老企25 第3・1・3(28)②)
(3) 市町村が行う文書その他の物件の 提出若しくは提示の求め又は当該 市町村の職員からの質問若しくは 照会に応じ、利用者からの苦情に 関して市町村が行う調査に協力す るとともに、指導又は助言を受け た場合においては、当該指導又は 助言に従って必要な改善を行って いますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第221条 (準用第32条第3 項)
(4) 市町村からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市町村に報告していますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第221条 (準用第32条第4 項)
(5) 利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第221条 (準用第32条第5 項)
(6) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5)の改善の内容を報告していますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第221条 (準用第32条第6 項)
31 地域との連携等 (1) 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に 受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものです。 とを規定したものです。 なお、「市町村が実施する事業」には、介護 サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老	平25規則34第221条 (準用第33条第1 項) 準用(平11老企25 第3·1·3(29)①)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
		人クフノ、婦人会その他の非宮村団体や任氏の協力を得て行う事業が含まれます。	
(2) 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定福祉用具貸与を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定福祉用具貸与の提供を行うよう努めていますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する 福祉用具貸与事業所が当該高齢省向け集合住宅等 に居住する要介護者に福祉用具貸与を提供する場 合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護 者のみを対象としたサービス提供が行われないよ う、「提供拒否の禁止」の項目での正当な理由が ある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地 域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めな ければならないことを定めたものです。	平25規則34第221条 (準用第33条第2項) 準用(平11老企25第3・1・3(29)②)
32 事故発生時の対応 (1) サービスの提供により事故が発生 した場合は、市町村、当該利用者 の家族、当該利用者に係る居宅介 護支援事業者等に連絡を行うとと もに、必要な措置を講じています か。	はい・いいえ ・該当なし	○ 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいです。	平24条例46第92条 (準用第10条第1 項) 準用(平11老企25 第3・1・3(30)①)
(2) (1) の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。	はい・いいえ ・該当なし	〇 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、2年間保存しなければなりません。	平24条例46第92条 (準用第10条第2 項)
(3) 利用者に対するサービスの提供に より賠償すべき事故が発生した場 合は、損害賠償を速やかに行って いますか。	はい・いいえ ・該当なし	O 賠償すべき事態において、速やかに賠償を行う ため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償 資力を有することが望ましいです。	平24条例46第92条 (準用第10条第3 項) 準用(平11老企25 第3·1·3(30)②)
(4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。	はい・いいえ ・該当なし		準用 (平11老企25 第3・1・3(30)③)
(5) 介護ベッドに係わる事故の危険性 及び対応策について、ベッドの貸 与もしくはモニタリングの際に利 用者に説明していますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 介護ベッドに設置した手すり(サイドレール)と手すりの間のすき間等に利用者が首を挟み死亡に至る事故が発生しています。 使用中の手すりが新JIS製品かどうか確認してください。新JIS製品への取替えが困難な場合はすき間を埋める対策をとってください。 ・ すき間を埋める対応品を使用する。 ・ クッション材や毛布などですき間を埋める。 ・ サイドレールなどの全体をカバーや毛布で覆う。 ・ 危険な状態になっていないか、定期的にベッド利用者の目視確認を行う。	平成24年11月2日消費者定 費者庁消費者安全 課、厚生労働 急依頼 急依頼 平成24年11月2日消費者庁報道発表資料
33 虐待の防止 (1) 事業所の従業員は高齢者虐待を発 見しやすい立場にあることを自覚 し、高齢者虐待の早期発見に努め ていますか。	はい・いいえ ・該当なし	O 「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいいます。	高齢者虐待防止法 第5条 高齢者虐待防止法 第2条
(2) 高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等による虐待の防止のための措置を講	はい・いいえ ・該当なし		高齢者虐待防止法 第20条

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
(3) 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高に深刻な影響を扱いために必要な時間でなければなりません。場合の対策及び発防止では、「高齢者虐待の防止に高齢者虐待のいては、「等に対する法律第124号。以下「るとはうの養護者に対するところであり、、の実効性を高め、八のもところのとします。	平24条例46第92条 (準用第10条の2) 準用(平11老企25 第3・1・3(31))
		・ 虐待の未然防止 事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対すする配慮を常に心がけながらサービス提供に固けたる必要があり、第3条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を必要がありまり、理解を促すがあります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法務・規定する養介護事業の従業者としてのより、現定する養介護事業の従業者としてのもとも要です。	
		・ 虐待等の早期発見 事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを発見に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がとられていることがらの虐待等に係る相談、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、適切な対応をしてください。	
		・ 虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の 窓口に通報される必要があり、事業者は当該 通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村 等が行う虐待等に対する調査等に協力するよ う努めてください。	
		以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見 に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実 に防止するために次に掲げる事項を実施するもの とします。	
- 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果についますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 虐待の防止のための対策を検討するの所止のための対策を虐待等の場合をといるる発生のできるののできた。 と	
		また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵	

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
		「はくれたでい。 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、 そこで得た結果(事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等)は、従業者に周知徹底を図る必要があります。	
		イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること	
		析から得られる再発の確実な防止策に関すること こと ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果 についての評価に関すること	
二 事業所における虐待の防止のため の指針を整備していますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 虐待の防止のための指針 事業者が整備する「虐待の防止のための指針」 には、次のような項目を盛り込むこととします。 イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考 え方 ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に 関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方 針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基 本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関 する事項	
		9 つ争頃 へ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項	
三 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 虐待の防止のための従業者に対する研修 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容 に、虐待等の防止に関する基礎的内容をとしては、虐待等の防止に関するを登めらとともに 適切な知識を普用具貸与事を引むとします。 に、当該待の防止の徹底を管行うものととます。 に、虐待の防止の徹底をでいる指針に き、虐待の防止の徹底をでいてします。 職員教育を組織的に徹底させていたためには、 当該福祉用具貸与事業者が指針に基づいたた明以 で実施するとともに、新規採用時には必ずするとともに、新規採用時には必ずするとともに、新規採用時には必ずする。 を実施するとともに、新規採用時には必ずする。 また、研修の実施は、事業所内での研修で が必要です。りません。	
四 一から三までの措置を適切に 実施するための担当者を置い ていますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者 福祉用具貸与事業所における虐待を防止するを適切に実施するための体制として、から三までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要員とが必ずす。当該担当者としては、ための上が望ましては、ための事業所内での複数担当(※)の兼務につしまるが、、同一事業所内での複数担当(※)の兼務につしまるが、、同一事業所内での複数担当(※)の兼務につしておりません。ただし、の職務に支障がなければ差事としての職務に支障がなければ差事状況を適切に把握している者などいと考えられる者を選任してください。	

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
3 4 会計の区分		(※)身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者	
(1) 事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 具体的な会計処理の方法等については、次の通知に基づき適切に行ってください。 ① 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」(平成12年3月10日老計第8号) ② 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平成13年3月28日老振発第18号) ③ 「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」(平成24年3月29日 老高発第0329第1号)	平25規則34第221条 (準用第34条) 準用 (平11老企25 第3·1·3(32))
35 記録の整備 (1) 従業者、設備、備品及び会計に関 する諸記録を整備していますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第220条 第1項
(2) 利用者に対するサービスの提供に関する右の諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。	はい・いいえ・該当なし	 ① 福祉用具貸与計画 ② 条例第91条の2第2号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ② 条例第92条において準用する条例第10条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して探った処置による情異等の記録 ③ 規則第218条第4項の規定による結果等の記録 規則第221条において準用する第16条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑤ 規則第221条において準用する第22条の規定による市町村への通知に係る記録 ⑥ 規則第221条において準用する第32条第2項の規定による苦情の内容等の記録 〇 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約を了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日を指すものとします。 	平25規則34第220条 第2項 平11老企25第3・ 11・3(9)
36 電磁的記録等 (1) 作成、保存その他これらに類類、保存その他に書面、と記書本、ののうち、沙字、ることがのの書でででは、記書をいる。といるとがのでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	はい・いいえ・該当なし	○ 事業者等の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、書等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、書等を次に掲げる電で、は、書等の作成、保存等を次にしたがす。 (1) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に録いていまる方法をは、ままたは気が、事まである方法によることのです。 (2) 電磁的記録に備えられたのいずれかのでは、のいずれがのでは、のいずのでは、のいずのでは、のいずのでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のできるをできるが、できる方法といる。 (2) 電磁の記録には、以下のいずれがののでは、のでは、では、では、では、のでは、では、では、できるでは、できるが、できるが、できるが、できるが、できるが、できるが、できるが、できるでは、ののでは、ののでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは	平25規則34第232条 第1項 平11老企25第5·1

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
		(4) また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。	
(2) 指字では、る)さつ承的そこよのでは、る)さつ承的そこより、これのです。定にの承的をことが行うさいます。定にの承的をことがです。定にの承的をことがです。とり、さつ承的をことがです。とり、さつ承的をことがです。とり、さつ承がそことがです。とり、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは	はい・いいえ・該当なし	〇	平25規則34第232第 第2項 平11老企25第5·1
第2-1 基本方針(介護予防福祉用具 1 基本方針 (1) 介護予防福祉用具貸与の事業は、	貸与)		平24条例47第80条
(1) 対談が がするには、 をの利用、 が可力にないで、 ができる望い、 でできる望まえた。 のの環境等を踏まえた。 のの環境等を踏まえた。 のの環境等を踏まえた。 のの環境等を踏まえた。 がで、 をがい、、利の置い、 には、 のので、 でできる望まで、 のので、 をがまるがで、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、	・該当なし		Ø2
第2-2 人員に関する基準(介護予防	福祉用具貸与)		
1 人員基準 (1) 介護予防福祉用具貸与事業者が福祉用具貸与事業者、特定福祉用具販売事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防福祉用具質与事業とこれらの事業とが同一の事業所において一体的に運営されて			平24条例47第81条 第2項

	自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等

第2-	- 3 設備に関する基準(介護予防	福祉用具貸与)		
1 (1)	設備基準 介護予防福祉用具貸与事業者が福 祉用具貸与事業者の指定を併せて 受け、かつ、介護予防福祉果具貸与事業を 等事事事介護等与体は 一のれている場合についる設備を 相具貸与事業における設備を 相具貸与事業における設備 品等の基準を満社用具貸して における当業に おけるとと与事業に おける当該を を おけるとなっ に おけると と も ま ま の と が で さ れ に る は に る は に る は に る は に る は に る は に る は に る は に る は る に る は る に る は る に る は る は			平25規則35第199条 第3項
第2-		福祉用具貸与)		
1	介護予防サービス費の支給を受けるための援助			
(1)	利用申込者が介護保険法施行規則 第83条の9各号のいずれにも該当	はい・いいえ ・該当なし		平25規則35第207条 (準用第26条)
	しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明していますか。			
(2)	介護予防支援事業者に関する情報を提供すること等その他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ ・該当なし		
2	介護予防福祉用具貸与の基本取扱 方針			
(1)	介護予防福祉用具貸与は、利用者 の介護予防に資するよう、その目 標を設定し、計画的に行われてい ますか。	はい・いいえ ・該当なし	O サービスの提供に当たっては、一人一人の高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行ってください。	平24条例47第83条の2第1項 平11老企25第4・ 3・9(1)①
(2)	提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	はい・いいえ ・該当なし		平24条例47第83条 の2第2項
(3)	サービスの提供に当たっては、利 用者ができる限り要介護状態とな らないで自立した日常生活を営む ことができるよう支援をすること を目的とするものであることを常 に意識していますか。	はい・いいえ ・該当なし		平24条例47第83条 の2第3項
(4)	利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービス提供を行わないよう配慮していますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮してください。	平24条例47第83条 の2第4項 平11老企25第4・ 3・9(1)②

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
3 介護予防福祉用具貸与の具体的取 扱方針			
(1) サービスの提供に当かれている。 (1) サービスの提供に対している。 (1) というでは、 (1) というは、 (1) というでは、 (1) というは、 (はい・いいえ ・該当なし		平25規則35第209条 第1号
(2) サービスの提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則35第209条 第2号
(3) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則35第209条 第3号
(4) 福祉 (4) 原子 (4) 福祉 (4) 原子 (5) 原子 (6) 原子 (6) 原子 (7) 原子 (はい・いいえ・該当なし	○ 常報	平25規則35第209条 第4号 平11老企25第4· 3·9(2)②
(5) サービスの提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っていますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則35第209条 第5号
(6) サービスの提供に当たっては、利 用者の身体の状況等に応じて福祉 用具の調整を行うとともに、当該 福祉用具の使用方法、使用上の留 意事項、故障時の対応等を記載し た文書を利用者に交必要に応分て 利用者に実際に当該福祉用具を 用させながら使用方法の指導を 行っていますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該福祉用具の製造事業者、介護予防福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書をいいます。 自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理(洗浄、点検等)について十分説明してください。	平25規則35第209条第6号 平11老企25第4・3・9(2)③

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
(7) サービスの提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行っていますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 福祉用具の修理については、専門的な技術を有する者に行わせても差し支えありませんが、この場合にあっても、福祉用具専門相談員が責任をもって修理後の点検を行ってください。 特に、自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に実施してください。	平25規則35第209条 第7号 平11老企25第4・ 3・9(2)④
(8) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。	はい・いいえ ・該当なし		平24条例47第83条 の3第1号
(9) 身体的拘束等を行う場合には、そ の態様及び時間、その際の利用者 の心身の状況並びに緊急やむを得 ない理由を記録していますか。	はい・いいえ ・該当なし		平24条例47第83条 の3第2号
(10) 指定介護予防福祉用具貸与の提供 に当たっては、同一種目における 機能又は価格帯の異なる複数の福 祉用具に関する情報を利用者に提 供していますか。	はい・いいえ ・該当なし	O 利用者が適切な福祉用具を選択するための情報 の提供に当たっては、現在の利用者の心身の状況 及びその置かれている環境等に照らして行ってく ださい。	平25規則35第209条 第8号 平11老企25第4· 3·9(2)⑤
4 介護予防福祉用具貨与計画の作者を与いて、 が福祉用具談別及びは、 の用理では、 の用型では、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののが、 ののでは、 ののでは、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、	はい・いいえ・該当なし	○ 特定介護予防福祉用具販売計画と一次による場合のももののももののでは、 特定介護予防福祉用具販売計画と一次には、 大特定介護予防福祉用具販売計画として作成してください。 ・ 介護予師等がには当年では、当時では、 ・ 大治の医通じ、行うの世をを通じを担け、 ・ 大治の等を通じ、行うのとを基本ののできるでは、 ・ 大治ののでは、 ・ 大治のでは、 ・ 大名のでは、 ・ 大名のでは、 ・ 大名のでは、 ・ 大名のでは、 ・ 大名のでは、 ・ 大名のでは、 ・ 大名のでは、 ・ 大名のでは、 ・ は、 ・ なお、 ・ では、 ・ でした。 ・ でした。 ・ でした。 ・ でした。 ・ では、 ・ でした。 ・ では、 ・ でした。 ・ でした。 ・ でした。 ・ でした。 ・ でした。 ・ でした。 ・ では、 ・ でした。 ・ では、 ・ でした。 ・ でした	平25規則35第210条第1項 平11老企25第4・ 3・9(3)①
(2) 介護予防福祉用具貸与計画は、既 に介護予防サービス計画が作成さ れている場合は、当該計画の内容 に沿って作成していますか。	はい・いいえ ・該当なし	O 介護予防福祉用具貸与計画を作成後に介護予防 サービス計画が作成された場合は、当該介護予防 福祉用具貸与計画が介護予防サービス計画に沿っ たものであるか確認し、必要に応じて変更してく ださい。	平25規則35第210条 第2項 平11老企25第4・ 3・9(3)②
(3) 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則35第210条 第3項
(4) 福祉用具専門相談員は、介護予防 福祉用具貸与計画を作成した際に は、当該介護予防福祉用具貸与計 画を利用者及び当該利用者に係る 介護支援専門員に交付しています か。	はい・いいえ ・該当なし	○ 介護予防福祉用具貸与計画は、利用者の心身の 状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて 作成されなければならないものであり、サービス 内容等への利用者の意向の反映の機会を保障社可 長り計画の作成に当たっては、介で等を で利用者の同意を得なければならず、ま した上で利用者の同意を得なければならず、ま た、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者及び 当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなけれ ばなりません。 なお、介護予防福祉用具貸与計画は、完結の日 から2年間保存しなければなりません。	平25規則35第210条 第4項 平11老企25第4· 3·9 (3)③

	自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
(5)	福祉用具専門相談画に、介くは、介くは、介くは、介くは、では、一点を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を	はい・いいえ ・該当なし	〇 (5)から(7)までは、福祉用具専門相談員に対対に 大介護予防福祉用具尊門相談員に対対 した時等 下間 では、福祉用具専門相談員に対対 では、介護予防福祉用具貸与計画 くの際、介度の でもに、て記録を行うときもに、て記録ですの提供支援事業者において記録を事業を ですが できます といる できまれる いまま に しょう からの に おいて といる できまれる いき モニタリングの 結果により、解決する に おいて に まり に おいて に まり に おいて に まり に おいて に まり に おいて の に おいて に まり に まり に おいて の に おいて に まり に おいて に まり に おいて に まり に が に まり に が に まり に まり に まり に まり に	平25規則35第210条 第5項 平11老企25第4· 3·9 (3)④
(6)	福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を 当該サービスの提供に係る介護予 防サービス計画を作成した介護予 防支援事業者に報告しています か。	はい・いいえ ・該当なし	応じて当該介護予防福祉用具貸与計画の変更を 行ってください。 また、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用 具貸与の提供に当たっては、利用開始時から6月 以内に少なくとも1回モニタリングを行い、福祉 用具の利用の必要性を確認するとともに、必要に 応じて、利用者の選択に当たって必要な情報の提 供を行ってください。当該検討に当たっては、リ	平25規則35第210条 第6項
(7)	福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変 更を行っていますか。	はい・いいえ ・該当なし	には、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、ま	平25規則35第210条 第7項
(8)	福祉用具専門相談員は、(1)から (4)までの規定について、介護予 防福祉用具貸与計画の変更につい ても、同様に取り扱っています か。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則35第210条 第8項
5	その他運営基準は、福祉用具貸与 事業の運営基準と同様です。			
第 3	変更の届出等			
1 (1)	変更の届出等 事業所の名称及び所在地その他右 記の事項に変更があったとき、又 は事業を再開したときは、10日以 内にその旨を市長(市福祉部介護 保険課)に届け出ていますか。	はい・いいえ ・該当なし	 事業所の名称及び所在地 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 事請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書業に関するものに限る。) 事業所の平面図及び設備の概要 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴福祉用具の保留で限管及び活毒の方法(他の事業者に行わせる場合の保証をあっては、当該他の事業者の名財する契約の内では、当該といいます。 運営規程 当該相程 当該市に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項 役員の氏名、生年月日及び住所 	法第75条第1項
			O 当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長(市福祉部介護保険課)に届け出てください。	法第75条第2項

	自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
第 4	その他			<u> </u>
1 (1)	A	はい・いいえ ・該当なし はい・当なし	○ 新規事業所は基本情報のみ報告し、既存事業所は基本情報と運営情報を報告します。 ○ 原則として、前年度に介護サービスの対価として支払を受けた金額が100万円を超えるサービスが対象となります。 ■ 届出年月日 届出先 「面出先 「面出先 「面出先 「重出年月日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	法第115条の35第1項 施行規則第140条の44 川越市介護保険規 則第47条 (法第115条の32第 1項、第2項)
			・ 本 ・ 本 ・ 本 ・ 本 ・ 本 ・ 本 ・ 本 ・ 本	
(2)	業務管理体制(法令等遵守)についての考え(方針)を定め、職員に 周知していますか。	はい・いいえ ・該当なし		

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
(3) 業務管理体制(法令等遵守)について、具体的な取組を行っていますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ ①から⑥のうち、行っている具体的な取組(例)に○をするとともに、⑥については、その内容を記入してください。 ② 介護報酬の請求等のチェックを実施 ② 内部通報、事故報告に対応している ③ 利用者からの相談・苦情等に法令等違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図っている。 ④ 業務管理体制(法令等遵守)についての研修 ⑤ 法令遵守規程を整備している ⑥ その他(
(4) 業務管理体制(法令等遵守)の取組について、評価・改善活動を行っていますか。	はい・いいえ ・該当なし		

	自主点検項目		記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
—— 第 5	 介護給付費の算定及び取扱い			
1	福祉用具貸与費の算定福祉用具貸与を行った場合に、現福祉用具貸与を行った場合に、現福祉用具貸与事業所の所在地に得る1単位の単価の近代の事件では、この第一位表別では、この第一位表別では、1月当とのでは、1月当となる指定とのでは、1月当となる指定とのでは、1月当となる指定とのでは、1月当となる指定とのでは、1月当となる指定をあるとりのでは、1月当となる指定をある。	はい・いいえ ・該当なし	【厚生労働大臣が定める福祉用具貸与の基準】 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供に当たり、福祉用具の貸与価格が、当該福祉用具の全国平均貸与価格に当該福祉用具の全ての貸与価格の標準偏差を加えることで算出される額を超えないこと。 ○ 平30厚労告80(参考)全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の掲載先 https://www.mhlw.go.ip/stf/seisakunitsuite/bunva/0000212398.html	平12厚告19別表11 平30厚老告80
	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 【経過措置】 令和9年3月31日までは適用しない	はい・いいえ・該当なし	【厚生労働大臣が定める基準】 指定居宅サービス等基準第205条において準用する指定居宅サービス等基準第37条の2に規定する基準に適合と。 ※ 高齢者虐待防止措置未実施減算については、なサ含と情では一世者を連続を表生のではは、なり合うでは、なり合うでは、なり合うでは、なり合うでは、なり合うでは、なり合うでは、なり合うでは、なり合うでは、なり合うでは、なり合うでは、なり合うでは、なり合うでは、なり合うでは、なり合うでは、なり合うでは、なり合うでは、なり合うでは、なり合うでは、とり、として、とり、として、とり、として、とり、とののが、、にして、とり、は、とののが、、にして、とり、は、とののが、、にして、というのが、は、は、とののが、、にして、というのが、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	平12厚告19別表11の注1 平27厚労告95・44の4 平12老企36第2・ 9(1)(2(10)参照)
3	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 【経過措置】 令和7年3月31日までは適用しない	はい・いいえ ・該当なし	【厚生労働大臣が定める基準】 指定居宅サービス等基準第205条において準用する指 定居宅サービス等基準第30条の2第1項に規定する基準に 適合していること。 ※ 業務継続計画未策定減算については、指定居宅 サービス等基準第30条の2第1項(指定居宅サービ ス等基準第30条の2第1項(指定居宅サービ ス等基準第30条の3において準用する場合を含 む。うに規定する基準を満たさない事実がず 場合に、その翌月(基準を満たさない事実がが生じた 場合に、その翌月(基準を満たさない事なが生生じた 場合に、その翌月である場合は当該月)から基準を 満たない状況が解消されるに至った月まで、 事業所の利用者全員について、所定単位数から減 算することとします。	平12厚告19別表11の注2 平27厚労告95・44の5 平12老企36第2・ 9(2)(2(11)参照)
5	搬出入に要する費用は、現に福祉 用具貸与に要した費用に含まれる ものとしていますか。 要介護1の者等に係る福祉用具貸 与費 要介護状態区分が要介護1である 者に対して、使用が想定しにくい 右の福祉用具貸与の種目を貸与し た場合、福祉用具貸与費を算定し ていませんか。	はい・いいえ ・該当なし はい・いいえ ・該当なし	○ 対象外種目 車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属 品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘 徊感知機器、移動用リフト(つり具の部分を除 く。)、自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸 引する機能のものを除く。)	平12厚告19別表11の注3 平12厚告19別表11注6 平12老企36第2・ 9(4)

(2) 要介護状態区分が要介護1、要介 護2又は要介護3である者に対し て、自動排泄処理装置(尿のみを 自動的に吸引する機能のものを除 く)に係る福祉用具貸与を行った 場合に、福祉用具貸与費を算定し ていませんか。

はい・いいえ ・該当なし

- 〇 厚生労働大臣が定める者(利用者等告示第31号の イ)で定める状態像に該当する者については、軽 度者(要介護1の者をいう。ただし、自動排泄処 理装置については、要介護1、要介護2及び要介 護3の者をいう。以下において同じ)であって も、その状態像に応じて利用が想定される対象外 種目について福祉用具貸与費の算定が可能であ り、その判断については、次のとおりとします。
 - ① 原則として認定調査票のうち基本調査の直近の結果を用い、その要否を判断するものとする。
 - ② ただし、「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及び「生活環境において段差の解消が必要と認められるいたは、該当する基本調査結果がないた力については、該当する基本調査結果が福祉用具門相談員のほか軽度者の状態像について通切なりまでである。

なお、この判断の見直しについては、居宅 サービス計画に記載された必要な理由を見直 す頻度(必要に応じて随時)で行うこととす

- - ア 疾病その他の原因により、状態が変動し やすく、日によって又は時間帯によっ て、頻繁に利用者等告示第31号のイに該 当する者(例:パーキンソン病の治療薬 によるON・OFF)
 - イ 疾病その他の原因により、状態が急速に 悪化し、短期間のうちに利用者等告示第 31号のイに該当することが確実に見込ま れる者(例:がん末期の急速な状態悪 化)
 - ウ 疾病その他の原因により、身体への重大 な危険性又は症状の重篤化の回避等医学 的判断から利用者等告示第31号のイに該 当すると判断できる者(例:ぜんそく発 作等による呼吸不全、心疾患による心不 全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)
 - 注 括弧内の状態は、あくまでもア〜ウの状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、ア〜ウの状態であると判断される場合もありうる。
- 基本調査結果による判断については、次に定める方法によります。なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存してください。
 - ① 当該軽度者の担当である居宅介護支援事業者から当該軽度者の認定調査票について必要な部分(実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分)の写し(以下「調査票の写し」という)の内容が確認できる文書を入手することによること。
 - ② 当該軽度者に担当の居宅介護支援事業者がい

平12厚告19別表11 注4

平成27厚労告94第

平12老企36第2· 9(4)

平12老企36第2· 9(4)

			ない場合にあっては、当該軽度者の調査票の 写しを本人に情報開示させ、それを入手する こと。	
6	福祉用具貸与のサービス種類相互 の算定関係 特定施設入居者生活介護費(短期	はい・いいえ		平12厚告19別表11
	利算症 利利生 大語 大語 大語 大語 大語 大語 大語 大語 大語 大語	該当なし		注7
7	介護予防福祉用具貸与費の算定 介護予防福祉用具貸与費の算定に ついては、前述「第5 介護給付 費の算定及び取扱い」の1~5を参 照してください。			平18厚労告127別表 11
8	介護予防石 種類相互の算定 関係 介護予防等定施設 力度 資度 大語 で表 で表 で表 で表 で表 で表 で表 で表 で表 で表	はい・いいえ ・該当なし		平18厚労告127別表 11注7